広島県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月三十一日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

広島県規則第五十二号

広島県行政組織規則の一部を改正する規則

広島県行政組織規則（昭和三十九年広島県規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
（内部組織） 第六十四条　動物愛護センターに次の課を置く。 総務課 愛護管理課	（内部組織） 第六十四条　動物愛護センターに次の課を置く。 総務課 指導課
（各課の分掌事務） 第六十五条　動物愛護センターの各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 一―三　（略） 四　前三号のほか、愛護管理課の所掌に属しないこと。 愛護管理課 一―九　（略）	（各課の分掌事務） 第六十五条　動物愛護センターの各課の分掌事務は、次のとおりとする。 総務課 一―三　（略） 四　前三号のほか、指導課の所掌に属しないこと。 指導課 一―九　（略）

附　則

この規則は、令和五年八月一日から施行する。